

現行の業者と投資サービス法における業者区分のイメージ

投資サービス法における業者区分	現行法における業者の種類
第1種業者	証券会社
	金融先物取引業者
第2種業者	投資信託委託業者
	認可投資顧問業者
	指図権者（信託財産の管理・処分について指図を行う（信託業法65条））
	投資顧問業者
	商品投資販売業者
	不動産特定共同事業者
	信託受益権販売業者
	抵当証券業者
第3種業者	証券仲介業者

（注）上記はあくまでイメージであり、実際の取扱いについては今後検討。